

第15号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の一部改正に伴い、福祉医療費の助成の範囲を見直すため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「（所得を有しない者である場合には，100分の10）」を削り，「その額が8,000円を超えるときは8,000円」を「，その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合は，8,000円）」に，「その額が24,600円を超えるときは24,600円」を「，その額が35,400円を超えるときは35,400円」に改め，同項第6号ア及びイを次のように改める。

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合は，400円）。ただし，同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合は費用額の100分の10に相当する額とし，高確法の給付が行われた場合は高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額（いずれも保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては，当該3月を超える期間に係るものを除く。）とする。ただし，同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合は，1,600円）を限度とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（以下「新条例」

という。)の規定は、平成26年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 平成26年7月1日から平成31年6月30日までの間、この条例による改正前の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号に規定する要件を満たす者に助成する額は、新条例第5条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第5条第3項の規定は、前項の規定による助成について準用する。

参 照

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の一部改正に伴い、福祉医療費の助成の範囲を見直すため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

老人並びに母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児に係る医療費の助成の範囲は、次のとおりとする。

(第5条並びに改正附則第3項及び第4項関係)

(1) 老人

ア 所得を有しない者（市町村民税世帯非課税者で、世帯員全員が公的年金等の収入金額80万円以下かつ所得金額がない者）の自己負担割合を2割（現行は1割）とする。

イ 低所得者（市町村民税世帯非課税者で、かつ、公的年金等の収入金額を加えた所得金額が80万円以下の者）の一部負担金の限度額（1月当たり）を、外来に係る医療費については12,000円（現行は8,000円）とし、入院に係る医療費については35,400円（現行は24,600円）とする。

ウ 現行の対象者（65歳から69歳までの者）については、経過措置として年齢が70歳に到達するまでの間、現行の自己負担割合及び一部負担金の限度額による助成を継続することとする。

エ ウの助成においても災害等により一部負担金の支払が困難であると認められるときは、当該一部負担金を助成することができることとする。

(2) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児

低所得者に該当しない者の入院以外の療養に係る一部負担金の限度額を1日につき800円（現行は600円）とし、入院療養に係る一部負担金の限度額（1月当たり）を3,200円（現行は2,400円）とする。

3 施行期日等

- (1) 平成26年7月1日
- (2) 施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。